

恵那市一般廃棄物処理基本計画-概要版-

令和 5 年 3 月

一般廃棄物処理基本計画

1. 計画策定の目的

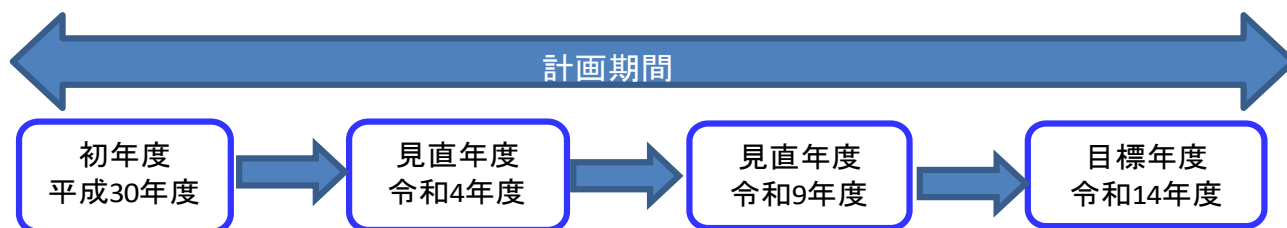
恵那市一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）は、恵那市（以下、「本市」という。）で排出されるごみを、適正に処理するための施策や事業の基本方針を示すとともに、今後の清掃行政を円滑に行っていくために設定するものです。

本計画に基づき、市民・事業者・行政が一体となって具体的な行動計画を検討し、ごみ処理に関する施策の推進を図っていくものとします。

2. 計画の位置づけ

ごみ処理基本計画策定指針（環境省、平成 28 年 9 月）では、目標年次を 10～15 年先において、概ね 5 年ごとに改訂することとしています。現計画は、目標年次を 15 年先においていました。

本計画においては、平成 30 年度を初年度とし、15 年先の令和 14 年度を目標年次とします。なお、計画期間において、計画策定の 5 年後である令和 4 年度を中間目標年度としていくことから、本年度中間見直しを行うこととした。本年度見直しを行った 5 年度の令和 9 年度に改めて見直しをするものとし、令和 14 年の目標達成に向けて取り組むこととする。



3. 基本方針

環境基本計画に基づき、市民・事業者・行政が協働してごみの減量化に努めるとともに、再資源化に向けた取り組みを推進します。また、上位計画の減量化等の目標については、計画の期間内で反映することを前提に、今後のごみ処理に係る基本方針を定めます。

基本方針Ⅰ：市民・事業者・行政の三者共同による3Rや施策の推進

- 資源循環型社会に向けて、市民・事業者・行政が協働してごみの減量化に努めるとともに、再資源化に向けた取り組みを推進します。
- ごみの減量化・再資源化においては、なるべく出さないようにする（リデュース）、利用できるものは使う（リユース）、分別や処理して資源物を取り出し（リサイクル）焼却や最終処分量を少なくするという、3Rを推進します。
- 減量目標、取り組みの施策は、発生主体別に計画を立てます。生活系ごみに対しては家庭への対策、事業系ごみに対しては事業者への対策を立て、促進します。

基本方針Ⅱ：安全安心で環境負荷の少ないごみ処理の推進

- 現在行っている収集・運搬をもとに、計画を立てます。
- 中間処理施設のうち、恵南クリーンセンターあおぞらは引き続き現況のまま受け入れ施設として活用し、可燃ごみに対しては可燃ごみRDF化施設、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみに関してはリサイクルセンターで対応する計画を立てます。
- 最終処分場は、恵南最終処分場の埋め立てが終了したことから、恵那市一般廃棄物最終処分の延命化を図り効率的な運用をしていく計画をしています。

基本方針Ⅲ：計画目標の反映

- 定量的な目標を立てて評価を行うため、ごみ排出量の実績を基に今後の人口変化に対応したごみ量予測を行い（すう勢予測）、この予測を基に、減量計画等を反映した予測を行い、定量的な計画とします。なお、上位計画の減量化等の目標については、計画の期間内での反映を行います。
- 岐阜県の広域化計画に進展があった場合は、その計画内容に沿って処理施設などを検討します。

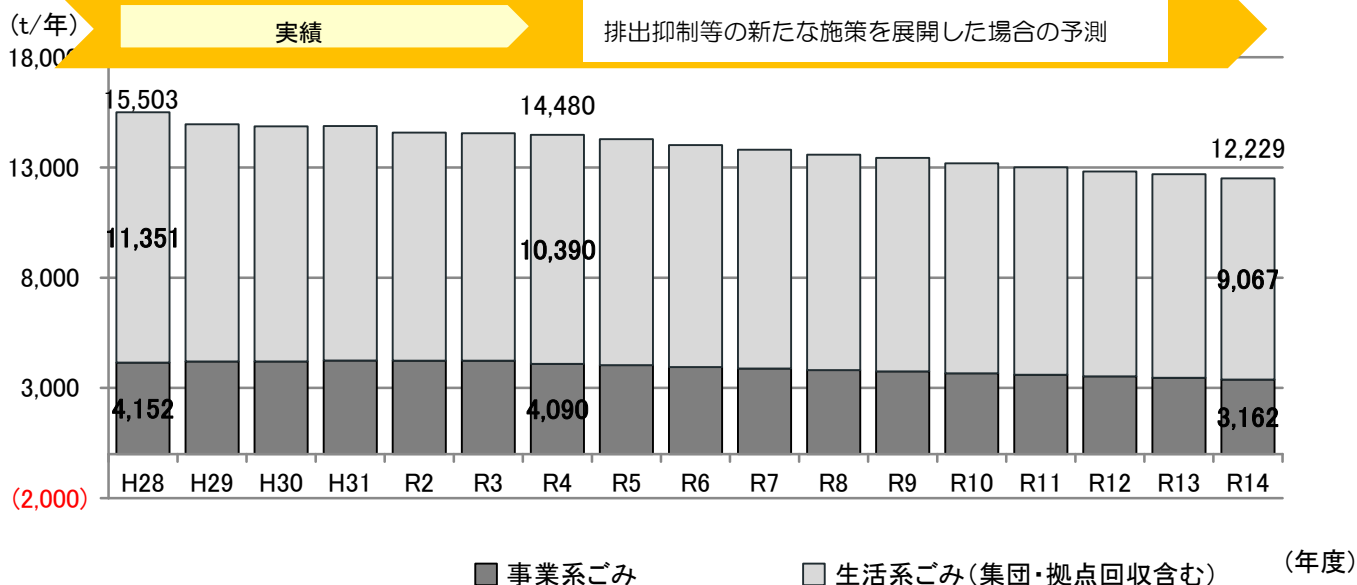
4. ごみの排出抑制・再資源化に関する目標

循環型社会を目指して、ごみの排出抑制及び再資源化を推し進める必要があります。

令和14年度を目標として、以下のような排出量、再生利用率、最終処分量の数値を目標とします。なお、県の計画の目標年度は令和2年度ですが、本計画では中間目標年度（令和4年度）以降に達成するよう計画しています。

		平成28年度 (基準年度)	令和4年度 (中間)	令和14年度 (目標)
排出量(集団回収含む)	t/年	15,503 t/年	14,000 t以下	12,300 t以下
再生利用率	%	63.0 %	63.4 %以上	64.0 %以上
最終処分量	t	872 t/年	550 t以下	490 t以下

資源ごみの分別、集団回収、拠点回収、資源ごみとして回収するなどによりごみ発生抑制につとめ、平成28年度を基準とし、令和14年度において、前計画の基準年度（平成21年度）からの削減率と同じ削減率を目指します。



5. 排出抑制・再資源化における役割分担

循環型社会形成の第1段階となる排出抑制及び再資源化を円滑に、また有効に実現するためには、市民、事業者、行政のそれぞれが応分の役割を果たし、相互に協力していくことが必要となります。

6. 収集・運搬計画

市内から発生するごみを迅速かつ衛生的に収集・運搬し、清潔で快適な住み良い生活環境の維持に努めるとともに、分別収集の徹底を図り、資源循環型システムの構築を目指します。

さらに、収集・運搬量の減少を勘案した収集・運搬体制への移行や、高齢者の増加を踏まえた収集・運搬体制の構築を検討します。

7. 中間処理計画

収集・運搬したごみを無害化、安定化かつ効率的に処理するため、既存施設の効率的運用を図り、一層の減量化・減容化及び安定化を推進するものとします。

8. 最終処分計画

中間処理後の残渣は、再生利用できるものは利用し、それ以外は適正に処分する必要があります。このため、永続的な最終処分場の確保とその施設が周辺環境に影響を与えることのないように適正な管理・運営を図っていきます。

また、次の世代への環境負荷を軽減する上でも、排出抑制や減量化・再生利用等による最終処分量の削減目標を掲げ、達成するようにしていきます。

生活排水処理基本計画

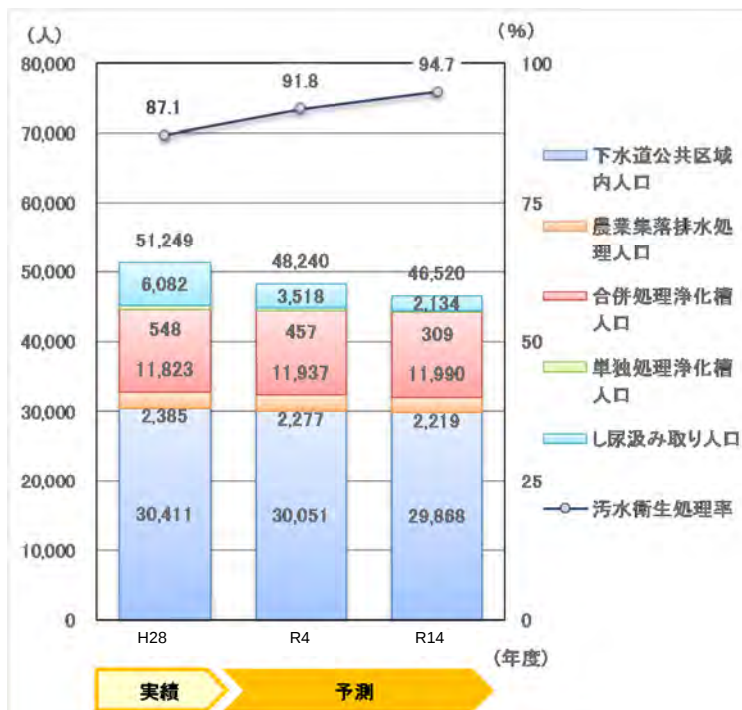
基本方針Ⅰ：下水道、合併処理浄化槽の普及

- 下水道計画区域での公共下水道、特定環境保全公共下水道の整備を進めます。
- 農業集落排水処理施設は、適正かつ合理的な経営を行います。
- 公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業以外の区域については、合併処理浄化槽の整備を進めます。
- 単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽への付け替えを促進します。

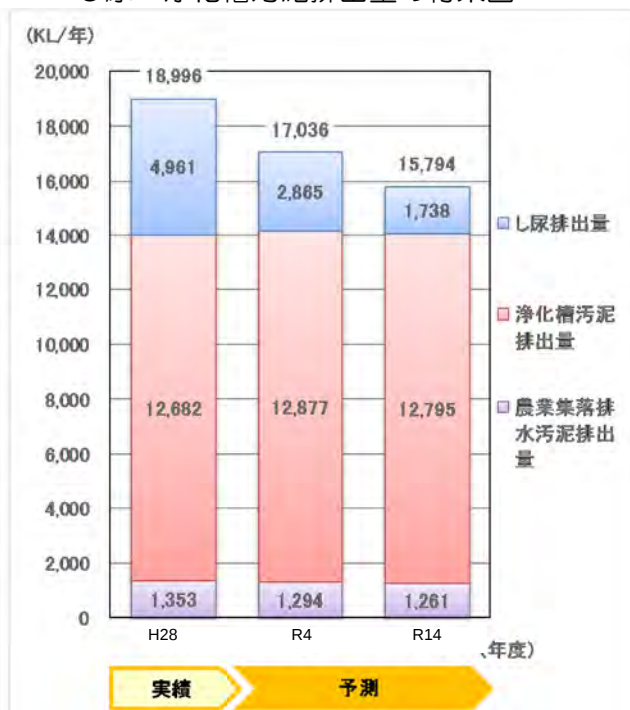
基本方針Ⅱ：適正な処理による循環型社会の形成

- 供用開始から9年が経過している恵南衛生センターは、当面は適切な維持管理を行うとともに、老朽化・処理人口の減少を踏まえた維持管理計画を立てます。
- 供用開始から27年が経過している藤花苑は、早急に施設整備に着手する時期に来ています。資源循環型社会を形成するため、し尿処理施設の汚泥を助燃剤化や堆肥として有効利用のできるごみ焼却施設等との連携による合理的な手法を検討します。

生活排水処理形態別人口の将来図



し尿・浄化槽汚泥排出量の将来図



恵那市一般廃棄物処理基本計画-概要版-

令和5年3月

編集・発行

恵那市役所水道環境部環境課
〒509-7292 岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地1
TEL: 0573-26-2111